

トピックス

パブリックコメント（ご意見）募集

第4次伊賀市地域福祉計画中間案

お互いが支え合いつながりを深めながら、一人ひとりが役割を持ち、生きがいをもって暮らせる「地域共生社会」の実現をめざし、計画の策定を進めています。

現在、この計画の中間案に対するご意見を募集しています。

【閲覧場所】

- 医療福祉政策課
- 各支所振興課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ



【受付期限】

4月16日(金) 午後5時 ※必着

【提出先・問い合わせ】

医療福祉政策課
 ☎26・3940 FAX22・9673
 ✉iryoutukushi@city.iga.g.jp

「ご意見」の提出方法

住所・氏名・電話番号・件名（第4次伊賀市地域福祉計画中間案）または「伊賀市スポーツ施設再編・整備計画中間案」・該当箇所とそれに対する意見を明記の上、各提出先まで。 ※提出いただいたご意見は参考資料として、市ホームページなどで公表します。

伊賀市スポーツ施設再編・整備計画(伊賀市スポーツ施設ストック適正化計画)中間案

伊賀市生涯スポーツ都市宣言の実現に向け、誰もが気軽にいつでも快適に利用できる施設を整備するため、計画の策定を進めています。

現在、この計画の中間案に対するご意見を募集しています。

【閲覧場所】

- スポーツ振興課
- 各支所振興課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ



【受付期限】

4月16日(金) 午後5時 ※必着

【提出先・問い合わせ】

スポーツ振興課
 ☎22・9635 FAX22・9694
 ✉sports@city.iga.g.jp

※個別の回答は行わず、いただいたご意見は返却しません。

※持参の場合は、各支所でも受け付けます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

トピックス

建物の耐震化を支援します

◆木造住宅耐震診断事業（無料）【対象】

昭和56年5月31日までに建築（着工を含む。）された3階建て以下の木造住宅。店舗などを併設している場合は、延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの。



◆木造住宅の補強工事を補助します
右記の木造住宅耐震診断の結果、評点が0.7未満の住宅のうち、現在居住しているか、今後居住が見込まれる木造住宅に対し、評点を1.0以上にする補強工事を補助します。

※期限内に耐震改修を行った場合、所得税額の控除や固定資産税額の減額があります。



◆ブロック塀の撤去費用補助

市内にある道路からの高さが1mを超えるブロック塀などで、道路に面し、地震で倒壊または転倒の危険があるもの。



【補助額】

標準事業費（6,000円/区画）と工事費を比較して低い方の2分の1（上限15万円）

【申込期間】

4月13日(火)～12月28日(火)

※予算に限りがありますので、まずはご相談ください。

※いずれの補助事業も、工事などの契約・着工までのご申請が必要です。

○木造住宅耐震補強工事の補助
耐震補強計画に基づく改修工事で、1棟あたりの補強に要した経費の3分の2（上限50万円）、工事費

【申込先・問い合わせ】
 住宅課 ☎22・9737 FAX22・9736
 ✉jutaku@city.iga.g.jp

トピックス

将来の安心のために 国民年金のはなし

◆国民年金の加入方法は 人によって異なります

日本では、国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入することになっています。加入者は、職業などによって次の3つに分かれ、加入手続きがそれぞれ異なります。

- 第1号被保険者
(自営業・学生・フリーター・無職の人など)
加入手続きは住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で本人が行います。
- 第2号被保険者
(会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人)
加入手続きは勤務先が行います。
- 第3号被保険者
(第2号被保険者に扶養されている配偶者)
加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。

◆付加年金を「ご存じですか」

第1号被保険者や任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)は、定額保険料に加えて付加保険料(400円/月)を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

【申請方法】

年金手帳と本人確認書類(運転免許証など)、印鑑を持参の上、保険年金課・各支所住民福祉課または津年金事務所で付加保険料の納付の申請をしてください。

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付することはできません。

【付加年金の年金額(年間受取額)】
200円×付加保険料納付月数

【注意事項】

申請をした月分から納付していたできます。
付加保険料を納付している人が納付を辞退する場合は、保険年金課・各支所住民福祉課または津年金事務所での申し出が必要です。
詳しくはお問い合わせください。



【問い合わせ】

○保険年金課 ☎22・9659 FAX26・0151
✉hoken@city.iga.lg.jp
○各支所住民福祉課
○津年金事務所 ☎059・228・9112

トピックス

無許可の廃品回収業者にご注意ください

全国的に無許可の廃品回収業者に関するトラブルが増えています。家庭ごみを市の許可や委託を受けていない回収業者が収集し、処理することはありません。

無許可の業者を利用すると、正しく処理がされなかったり、不法投棄される場合があります。

◆無許可業者を利用すると…

- 回収された廃家電製品や粗大ごみなどが、山林に不法投棄される。
 - 「無料」と言いながら、トラックに積み込んだ後に「これは無料対象品目ではない」「型が古いのでリサイクルできない」など、さまざまな理由をつけて高額な請求をされる。
 - 環境対策をしないで解体処理することで、フロンガスや鉛などの有害物質が放出される。
 - 家電製品は電池やプラスチックを含むため、不適正な管理により火災発生の原因になる。
- 分別ルールにそって正しく処分しましょう。



【問い合わせ】

廃棄物対策課 ☎20・1050 FAX20・2515
✉hakitutsu@city.iga.lg.jp

無許可の廃棄物回収業者には、以下のような例があります

- 町中を大音量で巡回
- 空き地で回収
- チラシを配布
- インターネットで広告